平成２４年（フ）第３０８号
長崎県長崎市田上３丁目21番25号ハイツ田上102号、旧住所長崎市椿が丘町17番地２
破産者　久保　昌直
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
長崎県長崎市昭和３丁目240番地
破産者　瀬川　辰己
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
長崎県長崎市片淵２丁目９番11号
破産者　松尾　幸代
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０９号
熊本市西区島崎２丁目２番35号　レジデンス新星309号、前住所熊本市中央区上京塚町１番１―605号　モックパレスＤＥ
破産者　瀬井　秀次
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

更生計画認可

平成２４年（ミ）第１号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　定義規定
本更生計画においては、会社更生法２条に定めるほか、以下のとおり用語を定義する。
1　一般更生債権
一般の先取特権その他一般の優先権がない更生債権。
2　延滞金等
租税等の請求権にかかる、延滞税、利子税及び延滞金。
3　元本等一般更生債権
一般更生債権のうち、元本並びに本更生手続開始決定日の前日までの利息及び損害金。
4　開始後利息及び遅延損害金
更生手続開始決定日以後に発生した利息及び遅延損害金。
5　内部債権
「内部債権一覧表」（別表19）記載の債権。
6　スポンサー支援金額
以下のⅰ及びⅱの合計額からⅲの額を控除した額。
ⅰ　2000億円からスポンサー契約調整をした額。
ⅱ　第６章第１節③の額。
ⅲ　スポンサー契約及び秋田エルピーダの更生計画に基づき、秋田エルピーダに弁済原資として支払う額。
7　スポンサー契約調整
スポンサー契約に基づきなされる、2000億円から以下のⅰ及びⅱの額の控除を含む全ての控除。
ⅰ　第８章第２節に基づく減増資前までに会社更生法に基づき弁済された更生債権及び手続費用等の控除。
ⅱ　スポンサー契約に基づく方法により算出される前述ⅰの減増資前の一定の基準日における現預金残高から、未返済ＤＩＰファイナンス残高を控除した額が零を下回る場合における当該額の絶対値の額の控除。
8　手続費用等
スポンサー契約において特定共益債権と定義されている更生会社の債務。
9　第１回分割弁済日
第８章第２節に基づく減増資から３か月以内の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日。
10　第２回分割弁済日～第７回分割弁済日
第１回分割弁済日の翌年（ただし、第１回分割弁済日が平成24年に到来した場合には、平成26年とする。）から６年後までの各年の12月の最終営業日（例：第１回分割弁済日が平成25年７月である場合、第２回分割弁済日は、平成26年12月の最終営業日となる。）。
11　第１回分割弁済～第７回分割弁済
第１回分割弁済日から第７回分割弁済日までの各分割弁済日に、それぞれなされる本更生計画に基づく更生債権等の弁済（例：第３回分割弁済日になされる本更生計画に基づく弁済は第３回分割弁済となる。）。
12　確定更生債権
確定した更生債権。
13　確定更生債権等
確定した更生債権及び更生担保権。
14　未確定更生債権
「未確定更生債権一覧表（査定）」（別表21）、「未確定更生債権一覧表（特別調査手続未了）」（別表22）及び「内部債権一覧表」（別表19）に記載する更生債権のうち、確定していないもの。
15　未確定更生担保権
「未確定更生担保権一覧表」（別表20）に記載する更生担保権のうち確定していないもの。
16　未確定更生債権等
未確定更生債権及び未確定更生担保権の総称。
17　未成就等更生債権
以下の各債権の総称。
ⅰ　停止条件の成否が確定していない停止条件付更生債権。
ⅱ　(i)当該保証債務履行請求権の消滅又は(ii)主債務の弁済がなされないことの終局的確定を受け本更生計画に基づき当該保証債務履行請求権の弁済をする必要が生じること、のいずれかに確定していない保証債務履行請求権たる更生債権。
ⅲ　届出に付された条件の成否が確定していない予備的届出がなされた更生債権。
18　未確定未成就等更生債権
未確定更生債権及び未成就等更生債権の総称。
19　未確定未成就等更生債権等
未確定更生担保権及び未確定未成就等更生債権の総称。
20　不成就等
未成就等更生債権についての以下のⅰからⅲまでの全ての確定。
ⅰ　停止条件付更生債権の停止条件の不成就の確定。
ⅱ　保証債務履行請求権たる更生債権の消滅の確定。
ⅲ　予備的届出がなされた更生債権の届出に付された条件の不成就の確定。
21　確定成就等
未確定未成就等更生債権等についての以下のⅰからⅳまでの全ての確定。
ⅰ　未確定更生債権等の存在の確定。
ⅱ　停止条件付更生債権等の停止条件の成就の確定。
ⅲ　保証債務履行請求権たる更生債権等の主債務の弁済がなされないことの終局的確定を受け、本更生計画に基づき当該保証債務履行請求権の弁済をする必要が生じることの確定。
ⅳ　予備的届出がなされた更生債権等の届出に付された条件の成就の確定。
22　未確定等確定日
以下のⅰからⅳまでの全てが確定する日。
ⅰ　全ての未確定更生債権等の確定。
ⅱ　全ての停止条件付更生債権等の停止条件の成否の確定。
ⅲ　全ての保証債務履行請求権たる更生債権等につき、(i)当該保証債務履行請求権の消滅又は(ii)主債務の弁済がなされないことの終局的確定を受け本更生計画に基づき当該保証債務履行請求権の弁済をする必要が生じること、のいずれかの確定。